

総合治水条例に基づく 重要調整池の設置について よくある質問

令和4年1月

兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課

この「総合治水条例に基づく重要調整池の設置についてよくある質問」は、重要調整池設置協議に補助的に用いられるものであり、実際の届出等は総合治水条例、施行規則、技術的基準等を基本として行います。

なお、予告なしに改訂する場合がありますので、ホームページ等で最新版を確認してください。

問い合わせ先、届出等の提出窓口は巻末で確認してください。

目 次

【1. 重要調整池設置の必要性について】

	ページ
1-1 重要調整池は何に基づき設置するのか	1
1-2 どのような場合に届出が必要か	1
1-3 土地の形質を変更する行為とは	1
1-4 開発行為を行う面積の考え方	2
1-5 近接する2つの開発計画で、調整池の設置は必要か	2
1-6 ため池を埋める開発でも調整池は必要か	3
1-7 二次開発の際、条例施行前に設置された調整池を利用することは可能か	3
1-8 埋蔵文化財調査のため掘削する場合も開発行為に該当するのか	3
1-9 条例適用外となる開発行為として、知事が別に定める開発行為とは	3
1-10 重要調整池設置を不要とする事例は	4
1-11 開発地から河川・水路を経由しないで海へ直接、放流する場合、調整池の設置に関する届出は必要か	6
1-12 臨海部の開発地から河川・水路へ放流する場合、調整池の設置に関する届出は必要か	6
1-13 開発地が属する市町とは別に下流河川・水路で影響する市町がある場合、意見照会先の対象市町は複数となるのか	6
1-14 調整池の設置の要否がわからない場合は	6
1-15 調整池の設置工事中に設計変更により当初の届出の洪水調整容量から増量となる場合でも開発変更届の提出が必要か	7

【2. 技術的基準について】

2-1 洪水調整方式が「原則は自然調節方式である」のはなぜか	8
2-2 駐車場・公園等において緑化を行う場合の流出係数の考え方	8
2-3 緑化駐車場にした場合の流出係数の考え方	8
2-4 碎石場・産業廃棄物処理場等の1年以上にわたる開発において、最終的に緑化され流出係数が元に戻る場合の考え方	8
2-5 碎石場等で硬岩法面が残り緑化できず、流出係数が元に戻らない場合は	8
2-6 下流水路等の調査範囲は	9
2-7 流出増による対策を下流水路等のネック箇所の拡幅としても良いか	9
2-8 堤体下流面は直接放流区域として取り扱わなくて良いか	9
2-9 残流域の大きい小規模開発で基準を緩和できないか また、山地と平地で適用基準を変えられないか	9
2-10 計画堆砂容量の算定で例えば年に3回堆積した土砂を撤去する維持管理計画を示せば、必要となる計画堆砂容量を減じて良いか	9
2-11 重要調整池の看板をコンクリート基礎で設置する場所がない場合、立ち入り防護柵のフェンスにプレート式で設置しても良いか	10
2-12 転落防止のための防護柵等の設置は必要か	10

【3. 構造マニュアルについて】

3-1	浸透式施設や砕石貯留施設の導入は	11
3-2	調整池を新設する場合、駐車場・公園等で多目的利用することは可能か	11
3-3	重力式コンクリートダム of 既設調整池を利用する場合に、安定計算の揚圧力算定に用いる揚圧力係数の取扱いは	11
3-4	重力式コンクリートダム袖部の岩着は	11
3-5	重力式コンクリートダムにおける堤敷内の上下流方向の掘削は	12
3-6	フィルダムの施工管理基準は	12
3-7	盛土上に調整池を設置した場合、ダムの標準勾配、ダム高の取扱いは	12
3-8	堤体の法面保護の方法	12
3-9	調整池の型式を掘込式とする場合、設計洪水位 HHWL が周辺地盤高より低い場合とあるが、例えば、調整池付近で崖形状となっている場合、どれだけ崖から離れば掘込式を採用できるのか	13
3-10	プール式調整池の基礎は地盤改良しても良いか	13
3-11	洪水吐の下流水路は、管の流下能力が $f=1/200$ 年確率以上あれば暗渠でも良いか	13
3-12	排水塔に設ける水抜孔にバルブ等の設置は必要か	13
3-13	放流管の流入部の型式として立坑式は掘込式の場合のみとなっているのはなぜか	14
3-14	流入部に横越流方式を採用しても問題ないか	14
3-15	フィルダムの堤体上流面に土砂搬出路を設置して良いか	14

【4. その他】

4-1	重要調整池の設置にかかる届出の事前相談の際に必要な書類はなにか	15
4-2	開発面積 10ha 以上の本庁協議案件については変更も本庁協議が必要か	15
4-3	届出時点では土地の取得が完了していないが、事前協議を進めても良いか	15
4-4	調整池の設置時期について決まりはあるか	15
4-5	設置後の維持管理に義務はあるのか	15

【1. 重要調整池設置の必要性について】

1-1 重要調整池は何に基づき設置するのか

雨水の流出量が増加する開発行為によって、周辺地域に浸水被害を発生させる可能性が高まる場合、総合治水条例に基づき、雨水を一時的にためる「重要調整池」設置が必要です。

なかでも開発行為の規模が1ha以上の場合には、届け出の上、技術的基準に適合する調整池を設置しなければなりません。

また、開発行為の規模が1ha未満の場合は努力義務としています。

【開発行為に伴う届出の手引き（P1）等】

1-2 どのような場合に届出が必要か

雨水の流出量が増加する1ha以上の開発行為は一部の場合を除きあらかじめ届出が必要になります。まずは開発行為に伴う届出の手引きに記載の「届出の判断フロー」で届出が必要か判断してください。 【開発行為に伴う届出の手引き（P2）】

次の場合には罰則が科せられます。

条例	場合	罰則
58条	・知事が設置命令を行ったにもかかわらず、届出を行った開発者が、調整池を設置しない場合 ・設置する調整池が技術基準に適合せず、知事が是正命令をしたにもかかわらず是正措置を行わない場合 ・設置した重要調整池について、所有者等が適正な維持管理を怠り、知事が必要な措置を講じるよう命令したにもかかわらず、必要な措置を行わない場合	1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
59条	・虚偽の届出をした場合や立入検査に際して検査職員の質問に対して虚偽の陳述をした場合	30万円以下の罰金
60条	・開発行為の届出をしない場合や、立入検査を拒否、妨害、忌避し、検査職員の質問に対して陳述をしない場合	20万円以下の罰金

【開発行為に伴う届出の手引き（P6）】

1-3 土地の形質を変更する行為とは

土地の形状または性質を変更する行為としています。

①土地の形状を変更する行為

掘削、切土、盛土ならびに表土剥ぎ取りを伴う整地などの地形を変更する行為

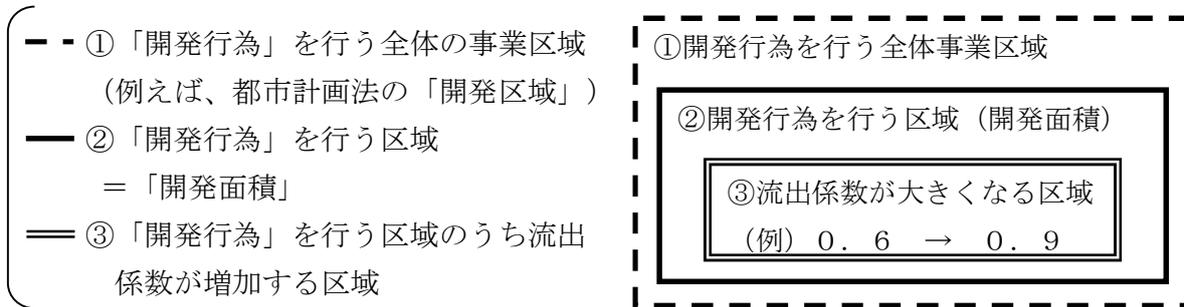
②土地の性質を変更する行為

山林等の宅地化のほか、山林の伐採による草地化、宅地化に伴う種子吹付等による緑化などの土地利用の形態を変更する行為

【総合治水条例 第10条、開発行為に伴う届出の手引き（P1）】

1-4 開発行為を行う面積の考え方

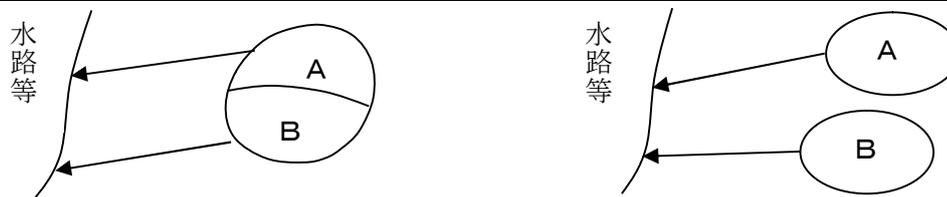
条例に規定する「開発行為」を行う区域の面積とは、流出係数が大きくなる③の区域を含む②の区域の面積であり、例えば切土、盛土などによる土地形状の変更や森林の伐採、水田の宅地化などの土地形質を変更する面積です。



- ・一連の開発として計画されている「開発行為」については、その区域全体の「開発面積」を対象としますので、各々の開発面積が1ha未満である場合や区域を分割して複数年度に渡り工事を行う場合でも、一連の開発として計画されていれば、その計画区域全体の「開発面積」で判断します。なお、開発当初に一連の計画がなくても、その後に開発行為を行う面積を追加する場合は開発当初の面積と合計した面積で判断します。判断に迷われる場合など個別の事例につきましては問い合わせ先、届出等の提出窓口へご相談ください。
- ・宅地造成や公的施設の設置に合わせ、計画区域内に「道路」が新設される場合、当該開発行為の目的は「道路」を含んだ「宅地」、「施設」の整備であるため、当該開発行為に含まれる「道路」部分も「開発面積」の対象とします。
- ・サービスエリア、パーキングエリアや道の駅の設置については、道路区域（法令上「道路の付属施設」として道路に含まれる駐車場等）と利便施設、地域振興施設等と一体として整備され、開発者は複数となりますが、一連の開発とみなし、一つの開発行為として判断します。

【開発行為に伴う届出の手引き (P3)】

1-5 近接する2つの開発計画で、調整池の設置は必要か



近接して2つの開発計画があり、AもBも1ha未満で開発者も別々（各法令の申請も別々）の場合、条例第10条の調整池設置の努力義務が課せられます。

ただし、一連(各法令の申請をAとBの連名で行っている場合)の開発計画で、A+Bが1ha以上の場合、AもBも1ha未満で開発者が別々であっても、届出が必要で重要調整池の設置が義務付けられます。なお、判断に迷われる場合など個別の事例につきましては問い合わせ先、届出等の提出窓口へご相談ください。

【開発行為に伴う届出の手引き (P4)】

1-6 ため池を埋める開発でも調整池は必要か

ため池は雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する効果があるため、流出係数を0.7としており、開発で裸地とした場合は0.9となるため、流出増になります。

1ha以上の場合は、届出が必要で重要調整池の設置が義務付けられます。

1ha未満の場合には条例第10条の調整池設置の努力義務が課せられます。

1-7 二次開発の際、条例施行前に設置された調整池を利用することは可能か

条例の技術的基準を満足することが確認できれば利用可能です。ただし、調整池及びその土地の所有権等を二次開発者が取得する必要があります。取得しない場合は、現所有者との管理協定等が確認できる書類の提出を求めます。

【総合治水条例施行規則第5条、総合治水条例要綱別表第2】

1-8 埋蔵文化財調査のため掘削する場合も開発行為に該当するのか

宅地等の通常の開発と同様に届出の要否を判断をしてください。総合治水条例施行規則第3条第1項第5号に定める「1年以内に開発行為前の土地利用に戻ることが確実な場合」などの除外規定に該当する場合があります。

【開発行為に伴う届出の手引き（P2）】

1-9 条例適用外となる開発行為として、知事が別に定める開発行為とは

令和3年11月時点で「知事が別に定める開発行為」はありません。これを定めた場合は告示します。

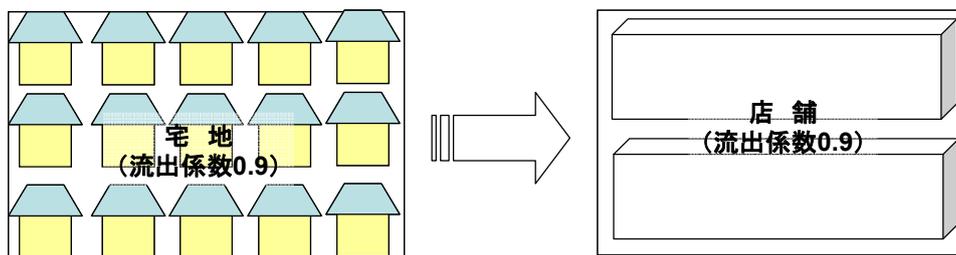
【総合治水条例施行規則第3条第1項第7号、第2項】

1-10 重要調整池設置を不要とする事例は

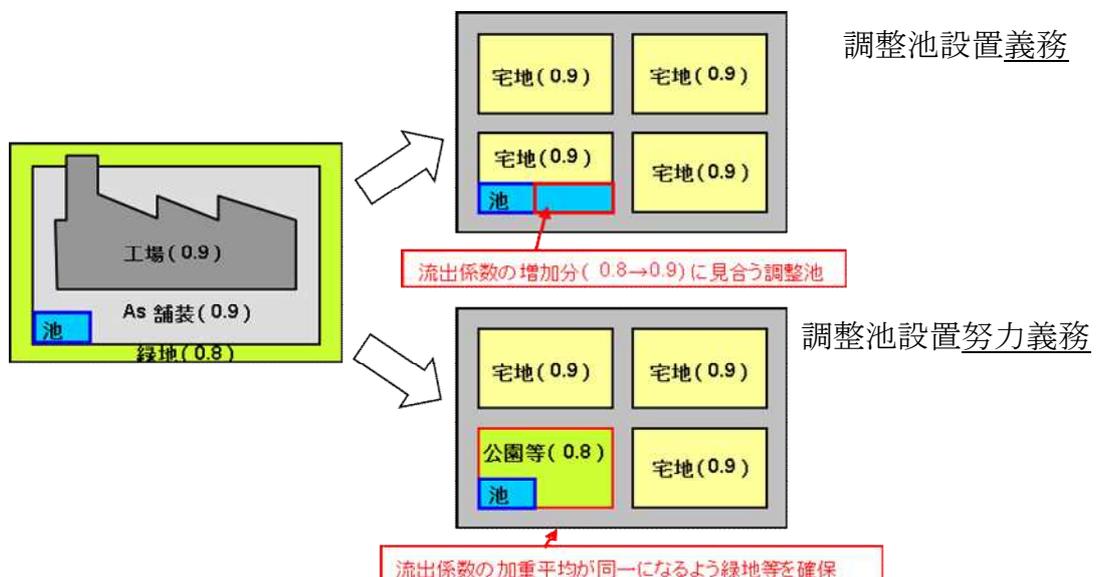
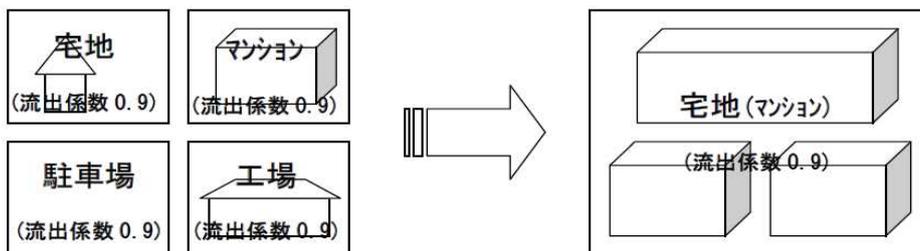
以下の事例においては、土地利用形態別の流出係数が現状から変化もしくは増加せず、流出増はないと考えられます。判断に迷われる場合など個別の事例につきましては問い合わせ先、届出等の提出窓口へご相談ください。その際に過去の航空写真や造成した経緯がわかる資料等があれば参考にすることがあります。

事前相談の際に必要な書類についてはQ4-1を参考にしてください。

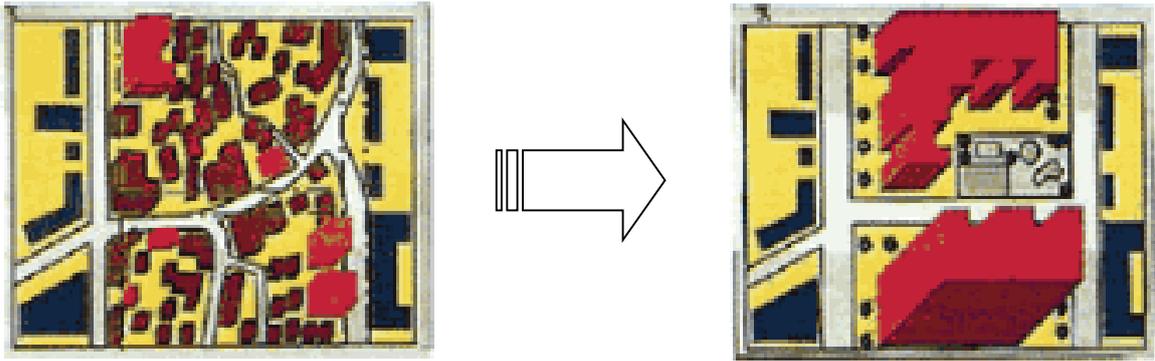
- ① 人工島における開発は全て宅地並(流出係数0.9)の開発とし、今後、どの土地利用であれ、永久的に流出増はありません。
- ② 宅地を宅地として開発、工場を工場として開発、工場跡地を宅地として開発等(流出係数が変わらない)



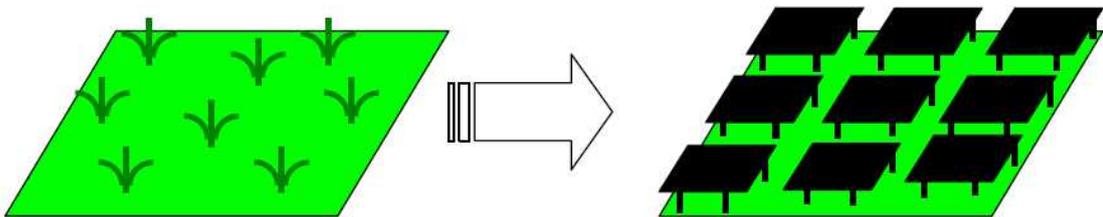
- ③ 宅地を商業施設として開発、工場跡地を宅地として開発、商業施設跡地を宅地として開発、宅地を駐車場として開発 等(流出係数が変わらない)



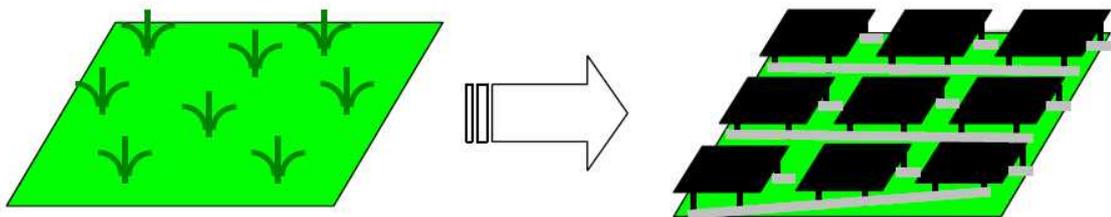
④ 市街地再開発事業



⑤ 休耕田やスキー場跡等の土地を利用して単管打込みで基礎を施工する場合ソーラーパネルを設置する場合



ただし、基礎を設置するために土地形質変更を行う面積（基礎の累計）が1 ha以上となる場合には、流出増に見合う調整池の設置の義務があります。

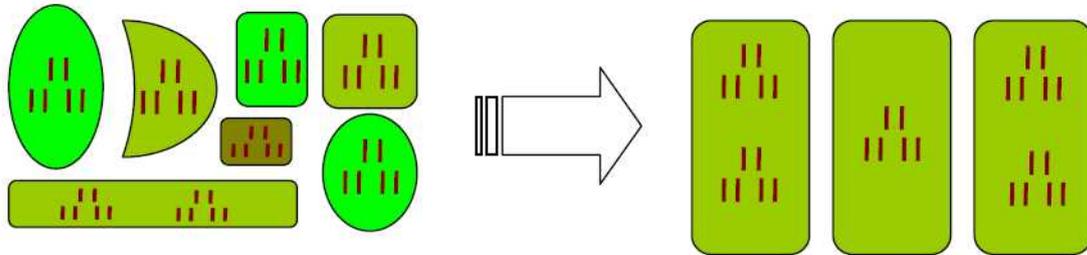


※太陽光発電施設等の設置のための新たに設置する進入路（整地含む）については、一時的な利用に供するもの以外は開発面積に含まれます。

⑥ ほ場整備の場合

水田から水田への開発のため、条例施行規則第3条(2)の農地を保全することを目的として行う開発行為に該当し、届出義務はありません。

一般には、ほ場整備では工期は1年以内と短いですが、区間全体が土砂の受け入れ等により1年以上の長期にわたり施工するような事業にあっては、暫定的な調整池や土砂流出防止対策を行ってください。



1-11 開発地から河川・水路を経由しないで海へ直接、放流する場合、調整池の設置に関する届出は必要か

河川・水路を経由しないで開発地から海へ直接、放流する場合は調整池の設置に関する届出は不要です。ただし、河川・水路を経由する場合にはQ 1-12を参考にしてください。

1-12 臨海部の開発地から河川・水路へ放流する場合、調整池の設置に関する届出は必要か

流出増の影響が河川または河川に至るまでの水路等の氾濫を招くおそれがあるため、1ha以上の開発行為を行う場合は、総合治水条例第11条に基づき調整池設置に関する届出が必要です。

【総合治水条例解説 (P17)】

1-13 開発地が属する市町とは別に下流河川・水路で影響する市町がある場合、意見照会先の対象市町は複数となるのか

影響する下流河川・水路の施設管理者(市町等)と協議の必要があるため、施設管理者が複数の場合はそれぞれの管理者等へ意見照会を行ってください。

【重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説 (P9)】

1-14 調整池の設置の要否がわからない場合は

調整池設置(1ha未満を含む)の要否については、問合せ先窓口にて事前相談をお願いします。事前相談時には開発計画図など、開発面積や流出係数を判断できる書類等を提示してください。

【重要調整池の設置等に関する技術的基準及び解説 巻末参考—1. 2】

1-15 調整池の設置工事中に設計変更により当初の届出の洪水調整容量から増量となる場合でも開発変更届の提出が必要か

土地利用計画の変更などにより、開発行為届及び添付書類の内容に変更がある場合には、変更の届出が必要です。変更手続きを行ってください。

【重要調整池の設置等に関する要綱 第6条】

【2. 技術的基準について】

2-1 洪水調整方式が「原則は自然調節方式である」のはなぜか

調整池の集水面積は一般的にかなり小さく、降雨開始から洪水発生までの時間は極めて短い。操作遅れを防止し、確実に調整効果を発揮させるよう洪水調整方式は人為操作によらない自然調節方式(穴あきダム方式)を原則としています。

【重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説 (P 1)】

2-2 駐車場・公園等において緑化を行う場合の流出係数の考え方

開発地を種子吹付け等により緑化する場合は草地であって平らでない土地は0.8、平らな土地は0.6としてください。また、植林する場合は森林法基準を参考に植栽本数を満たしている場合、樹林地であって平らでない土地は0.7、平らな土地は0.6としてください。

(参考) 森林法基準

苗木の高さ	植栽本数 (1 ha 当たり)
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

2-3 緑化駐車場にした場合の流出係数の考え方

グラスパーキング等の緑化駐車場の場合、流出係数はその他の草地とし、0.8としてください。なお、透水性舗装の流出係数は、定量的な評価が難しいことから、通常の舗装と同じ流出係数0.9とします。

2-4 砕石場・産業廃棄物処理場等の1年以上にわたる開発において、最終的に緑化され流出係数が元に戻る場合の考え方

最終的に流出係数が元に戻るが1年以上にわたり流出増となる1ha以上の開発行為は、重要調整池の設置を義務付けられます。開発が完了し、流出係数が元に戻った時点で総合治水条例第16条の規定により、重要調整池の機能維持の義務が免除されます。

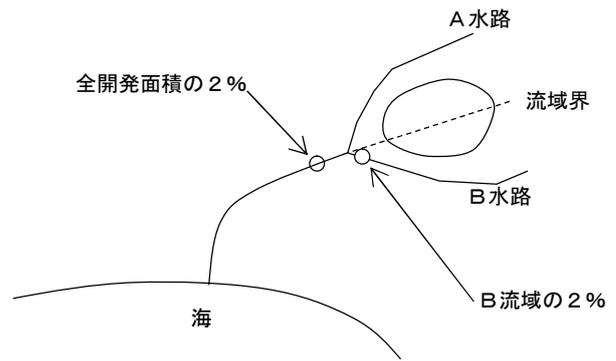
2-5 砕石場等で硬岩法面が残り緑化できず、流出係数が元に戻らない場合は

植生が回復しない等により、当初計画より流出係数が大きくなり、調整池容量等の技術的基準に適合しない懸念がある場合、重要調整池の設置等に関する要綱第6条に基づき、開発行為変更届を提出してください。

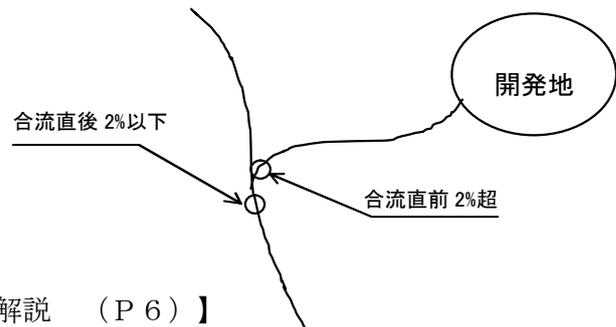
2-6 下流水路等の調査範囲は

- ① 開発区域が複数の流域にまたがる場合
下流水路等の調査範囲は許容放流比流量
を決定する上で重要となってきます。

図のA水路とB水路とが合流せずに海に至る場合は個別に設定することが妥当ですが、合流してから海に至る場合は両水路の影響を受けることから、その地点の集水面積に占める全開発面積の割合が2%になる地点まで調査する必要があります。



- ② 面積割合が大河川への合流直前で2%超だが、合流直後ではその値が2%以下となる場合、技術的基準では、下流水路等の調査区間について「2%になる地点まで」と記載されています。右図の場合、合流点までを調査区間としてください。



【重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説 (P 6)】

2-7 流出増による対策を下流水路等のネック箇所の拡幅としても良いか

良いです。ネック箇所の改修にあたっては、下流河川及び水路に影響を与えないこととし、河川・水路管理者と十分協議してください。

【重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説 (P 9)】

2-8 堤体下流面は直接放流区域として取り扱わなくて良いか

堤体下流面、洪水吐、減勢池等の調整池施設については、許容放流量の算定上は直接放流区域として取り扱わなくても良いです。

2-9 残流域の大きい小規模開発で基準を緩和できないか また、山地と平地で適用基準を変えられないか

緩和できません。同じ雨水を貯留する施設で適用基準を変えることは困難です。

2-10 計画堆砂容量の算定で例えば年に3回堆積した土砂を撤去する維持管理計画を示せば、必要となる計画堆砂容量を減じて良いか

頻繁に堆積土砂撤去を行う場合でも計画堆砂容量を減ずることはできません。技術的基準に記載のとおり計画堆砂容量を確保してください。

【重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説 (P 16)】

2-11 重要調整池の看板をコンクリート基礎で設置する場所がない場合、立ち入り防護柵のフェンスにプレート式で設置しても良いか

設置する看板は耐久性のあるものとし、強固に固定することが必要であるためコンクリートの基礎の設置が原則ですが、現地状況により設置が困難と判断される場合には横 450 mm×縦 300 mmのプレート式としても良いです。

【重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説 巻末参考-4】

2-12 転落防止のための防護柵等の設置は必要か

重要調整池の管理者または所有者には転落防止のための防護柵を設ける等の安全対策を講じる責任があります。県は調整池の防護柵について技術的基準を定めていませんが、目的が達成できるよう各種の手引き等を参考にしてください。

【重要調整池の設置等に関する要綱 第12条】

【3. 構造マニュアルについて】

3-1 浸透式施設や砕石貯留施設の採用は

浸透式施設や砕石貯留施設は貯留容量を長期的に確保することが可能かどうか不明瞭なため、採用できません。

3-2 調整池を新設する場合、駐車場・公園等で多目的利用することは可能か

調整池を多目的利用することは可能です。ただし、掲示板等で施設利用者に対し

①降雨時に急激な水位上昇の可能性があります、危険であること

②降雨が予想される場合には、使用制限の可能性があること

③施設の使用中に降雨があった場合の安全確保の方法

などを周知すると共に、必要な安全管理対策を講じてください。

【重要調整池に関する構造マニュアル (P58)】

3-3 重力式コンクリートダム既設調整池を利用する場合に、安定計算の揚圧力算定に用いる揚圧力係数の取扱いは

揚圧力係数 α は1.0を標準としています。なお、既設調整池の設置時に適切な基礎地盤の処理と揚圧力を抜く基礎排水工を実施していることが資料等で確認できる場合は揚圧力係数 α を1/3まで低減することができます。

【重要調整池に関する構造マニュアル (P10)】

3-4 重力式コンクリートダム袖部の岩着は

重力式コンクリートダムの基礎地盤は、CL級以上の岩盤としており、袖部においても岩着となるようにしてください。

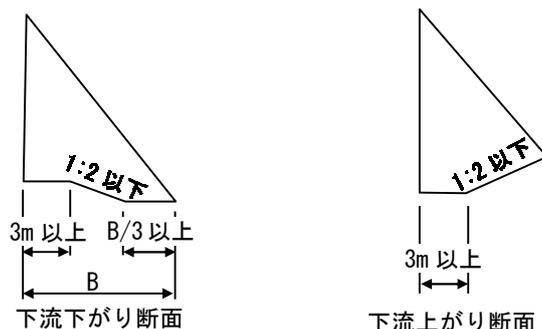
袖部は、重力式コンクリートダムの弱点となるので、たとえHWL以上であっても岩着としてください。

【重要調整池に関する構造マニュアル (P17)】

3-5 重力式コンクリートダムにおける堤敷内の上下流方向の掘削は

ダムの安定上からは水平が望ましいが、地形・地質条件によりやむを得ない場合、下記の条件すべてを満足する形状の掘削は認めるものとします。

- ①下流下がりの場合、下流上がりの場合とも、勾配は1:2.0よりも緩勾配とする。
- ②下流下がりの場合、堤趾部の応力集中を緩和するため、堤趾から堤敷幅の1/3以上の水平区間を確保する。
- ③堤敷上流端から3m以上は水平区間を確保し、施工性を良くする。
- ④上下流方向の凸形状の掘削は、コンクリートの打設が分離され好ましくないことや、煩雑な掘削面は避けるという施工性の面から行わない。



3-6 フィルダムの施工管理基準は

重要調整池に関する構造マニュアルでは、施工管理に関する基準は定めていないので、(社)日本河川協会：防災調節池等技術基準(案)に準じて管理をお願いします。

3-7 盛土上に調整池を設置した場合、ダムの標準勾配、ダム高の取扱いは

下図の太線部が堤体で、定規断面(標準堤頂幅及び法勾配)を確保してください。

安定計算は太線部の実断面で行い、所要の安全率を確保するようにしてください。また、ダムの下流に盛土(図の破線)する場合は定規断面外なので法勾配はフリーですが、安定計算で所要の安全率を確保するようにしてください。ダム高は、基礎(崖錐を除く地山)から堤頂までの上流側の標高差です(図示)。



3-8 堤体の法面保護の方法

調整池堤体の法面保護については、防災調節池等技術基準(日本河川協会)による他、河川堤体の法面保護と同様の取扱いとしてください。

【重要調整池に関する構造マニュアル (P30)】

3-9 調整池の型式を掘込式とする場合、設計洪水位 HHWL が周辺地盤高より低い場合とあるが、例えば、調整池付近で崖形状となっている場合、どれだけ崖から離れば掘込式を採用できるのか

掘込式調整池とするには、周囲の地山が土砂の場合はフィルダムの定規断面の仮想堤体、岩の場合は崖から最低幅 4 m が確保されていることが必要です。

【重要調整池に関する構造マニュアル (P 4 P 29)】

3-10 プール式調整池の基礎は地盤改良しても良いか

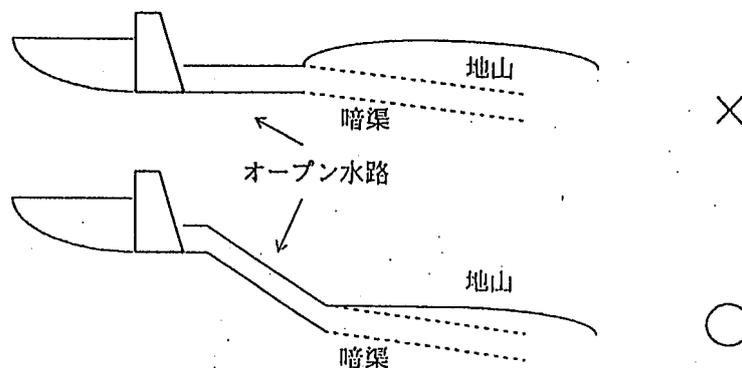
プール式調整池の基礎形式は直接基礎を原則としますが、やむを得ない場合は地盤改良等の適切な基礎処理を行うことは可能です。

3-11 洪水吐の下流水路は、管の流下能力が $f=1/200$ 年確率以上あれば暗渠でも良いか

洪水吐及びその下流の取付水路は開水路を原則とします。従って、横断する道路等は橋梁構造としてください。

ただし、暗渠が詰まってあふれても地形的に流下し堤体に悪影響を与えない場合で下流への影響も軽微であると判断される場合は、可能とします。

なお、堤体に悪影響を与えないとは、暗渠の呑み口が堤体下流側より低く、あふれた水が堤体付近に湛水することなく、流下することをいいます。



【重要調整池に関する構造マニュアル (P 46)】

3-12 排水塔に設ける水抜孔にバルブ等の設置は必要か

洪水時において、水抜孔からの流出により全放流量が許容放流量を上回ってしまうことを防ぐためにバルブ等で閉塞する方がよいという考え方があります。

しかし、本基準では、吸出防止材、フィルター材（単粒度碎石 3-4 号）を配置させることによって、水抜孔からの放流を十分に低減できるものと考えています。

よって、バルブ等の設置は不要であると考えています。

【重要調整池に関する構造マニュアル (P 54)】

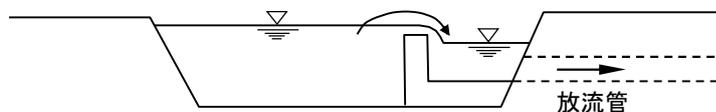
3-13 放流管の流入部の型式として立坑式は掘込式の場合のみとなっているのはなぜか

立坑式では放流管上流側に水位があるので圧力管となり、断面を小さくすることができるが、暗渠になるので閉塞等の危険があり好ましくありません。そこで、地形上やむを得ない場合（建物等が近接していて水路断面がとれない等）に限り、越流に対して最も安全な掘込式に限って使用できるものとしています。

従って、掘込式の場合でも、できるだけ避けてください。

また、やむを得ず立坑式とする場合は、流木等による閉塞防止等、管理上支障のない対策をとってください。

ダムは、その堤体内に放流管等の横断構造物を設置すると、堤体の不等沈下や地震時の振動に対する応答の相異等によって構造物に対して予期しない外力が働き、破壊や損傷が生じるため、堤体内に放流設備その他の水路構造物を設けないこととしています。（河川管理施設等構造令「ダムの原則」参照）



【重要調整池に関する構造マニュアル P44】

3-14 流入部に横越流方式を採用しても問題ないか

採用は可能です。

ただし横越流方式は、調整池への流入が設計どおりとならない場合が多く、下流域への負担を増大させる可能性があることから、採用する場合は、水理モデル実験を行うなど、調整池への流入量の確認等を行う必要があります。

3-15 フィルダムの堤体上流面に土砂搬出路を設置して良いか

断面の急変による耐震性、不等沈下等が問題となるため、認められません。

【4. その他】

4-1 重要調整池の設置にかかる届出の事前相談の際に必要な書類はなにか

事前相談に必要な書類は定めていません。まずは、届出の要否が判断ができる書類を準備してください。具体には開発区域や流出の増減がわかる簡易な図面や過去の航空写真、現地の写真などです。

【重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説 巻末参考2】

また相談の際はあらかじめ、所管の土木事務所、港管理事務所に連絡いただきますようご協力をお願いします。

【開発行為に伴う届出の手引き（P7）】

4-2 開発面積 10ha 以上の本庁協議案件については変更も本庁協議が必要か

当初と同じく、本庁協議が必要です。

4-3 届出時点では土地の取得が完了していないが、事前協議を進めても良いか

土地の取得状況などを伺った上でご相談させていただきます。なお、重要調整池の設置完了時には所有者（所有者以外に当該重要調整池の管理について権原を有する者があるときは当該権原を有する者）であることを証する書類を添付してください。

【総合治水条例施行規則 第5条】

4-4 調整池の設置時期について決まりはあるか

開発行為の着手によりただちに雨水流出量が増加することを考慮し、原則として開発行為の着手当初に、調整池を設置してください。

【重要調整池設置要綱 第8条】

4-5 設置後の維持管理に義務はあるのか

重要調整池の所有者等には、その重要調整池の機能を維持し、適正な管理を行う義務が課せられます。また、重要調整池の所有者等を変更した場合は新たな所有者等が重要調整池所有者等変更届を提出する必要があります。

【総合治水条例 第14条】

問い合わせ先、届出等の提出窓口

事務所	所在地、連絡先等	所管区域
神戸県民センター 神戸土木事務所 管理課	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5 078-737-2148	神戸市
阪神南県民センター 西宮土木事務所 管理第2課	〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28 0798-39-6121	尼崎市、西宮市、芦屋市 (尼崎港管理事務所の所管区域を除く)
阪神南県民センター 尼崎港管理事務所 業務管理課	〒660-0083 尼崎市道意町7-21 06-6412-1361	尼崎市(国道2号以南の区域)、 西宮市(国道43号以南の区域)、 芦屋市(国道43号以南の区域)
阪神北県民局 宝塚土木事務所 管理第2課	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15 0797-83-3203	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
東播磨県民局 加古川土木事務所 管理第2課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 079-421-9621	明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
北播磨県民局 加東土木事務所 管理課	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 0795-42-6935	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
中播磨県民センター 姫路土木事務所 管理第2課	〒670-0947 姫路市北条1-98 079-281-9459	姫路市(姫路港管理事務所の所 管区域を除く)、市川町、福崎町、 神河町
中播磨県民センター 姫路港管理事務所 業務管理課	〒672-8063 姫路市飾磨区須加294 079-235-1895	姫路市(港湾及び海岸に係る区 域、旧家島町の区域)
西播磨県民局 光都土木事務所 管理課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 0791-58-2233	相生市、赤穂市、上郡町、 佐用町
西播磨県民局 龍野土木事務所 管理課	〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3 0791-63-5206	たつの市、宍粟市、太子町
但馬県民局 豊岡土木事務所 管理課	〒668-0025 豊岡市幸町7-11 0796-26-3741	豊岡市
但馬県民局 新温泉土木事務所 管理課	〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4 0796-82-5680	新温泉町、香美町
但馬県民局 養父土木事務所 管理課	〒667-0022 養父市八鹿町下網場320 079-662-2172	養父市、朝来市
丹波県民局 丹波土木事務所 管理課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 0795-73-3834	丹波篠山市、丹波市
淡路県民局 洲本土木事務所 管理第2課	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 0799-26-3228	洲本市、淡路市、南あわじ市